

だい じ ち ば し しょう がい しゃ けい かく
第6次千葉市障害者計画

だい き ち ば し しょう がい ふく し けい かく
第7期千葉市障害福祉計画

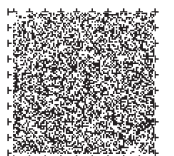
だい き ち ば し しょう がい じ ふく し けい かく
第3期千葉市障害児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど
(令和6年度～令和8年度)



れいわ ねん がつ
令和6年3月

ち ば し
千葉市



はじめに

千葉市では、平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」の第2段階の実施計画として、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする「第5次千葉市障害者計画」「第6期千葉市障害福祉計画」「第2期千葉市障害児福祉計画」に基づき、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会の実現に向けて、各種施策の充実を図ってまいりました。



この間に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に様々な影響を及ぼしました。デジタルやオンラインを活用した取組みが拡大するなどの利便性が向上した側面もありましたが、障害のある人にとっては、視覚障害のある人のスマートフォン利用など、障害特性に対応した情報の取得や意思疎通の支援という新たな課題も浮き彫りになりました。

その一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定など、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会実現への機運が高まっています。令和6年4月からは、障害者差別解消法により、事業者にも障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されるとともに、障害者雇用促進法による障害者の法定雇用率の段階的引き上げなど、障害のある人に対する相談支援や福祉の充実に加え、社会参加や就労など、その能力を遺憾なく発揮して自己実現できる環境の整備が進められています。

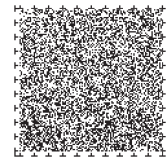
このような課題や社会動向を踏まえ、ライフステージの各段階での相談及びサービスの一層の充実や、社会参加のためのバリアフリー化の推進などを計画の視点とし、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする「第6次千葉市障害者計画」「第7期千葉市障害福祉計画」「第3期千葉市障害児福祉計画」を策定しました。「親なき後を見据えた支援」、「発達障害者への支援」、「重度の障害のある人たちへの支援」に加え、新たに「働く人や働きたい人たちへの支援」を重点課題に掲げ、課題に対応していく6つの基本目標と施策展開を明らかにしています。

本計画に基づき、今後も市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体との連携・協働のもと、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会の構築に向けて全力で取り組んでまいりますので、より一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様、特に障害のある人やそのご家族、そして、千葉市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

千葉市長 神谷 俊一



目次

※目次は墨字のページ数です。

第1部 総論

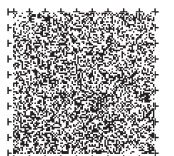
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 「障害者」とは	1
第2章 本市の障害者の現状	2
◆手帳所持者数	2
◆実態調査結果	2
第3章 計画の基本的な考え方	3
1 基本理念	3
2 計画の視点	3

第2部 各論

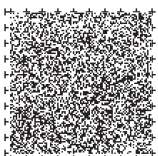
第1章 重点課題	5
重点課題Ⅰ 親なき後を見据えた支援	5
重点課題Ⅱ 発達障害者への支援	6
重点課題Ⅲ 重度の障害のある人たちへの支援	7
重点課題Ⅳ 働く人や働きたい人たちへの支援	7
◆6つの基本目標	8
基本目標1 地域生活支援の拡充	8
基本目標2 相談支援の充実	10
基本目標3 保健・医療の充実	11
基本目標4 障害児に対する支援の充実	12
基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー	13
基本目標6 生活環境の整備	15

第3部 障害福祉サービスの見込量等

第1章 成果目標	16
1 施設入所者の地域生活への移行	16
2 地域生活支援の充実	16
3 福祉施設から一般就労への移行等	16



だい しょう かつどう し ひょう	第2章 活動指標	18
1	発達障害者等に対する支援	18
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3	相談支援体制の充実・強化のための取組み	19
4	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	19
だい しょう し ていしょうがいふく し どう み こみりょう かく ほ ほうさく	第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	21
1	指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方	21
2	指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策	21
3	指定障害福祉サービス等の見込量	23
だい しょう ち いきせいかつ し えん じぎょう じっし かん じこう	第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項	27
1	必須事業	27
2	任意事業	30
だい ぶ しょうがい じつうしょ し えんとう み こみりょうとう	第4部 障害児通所支援等の見込量等	
だい しょう せい か もくひょう	第1章 成果目標	33
1	児童発達支援センターの設置	33
2	障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）	33
3	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	33
4	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	33
5	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	33
6	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	33
7	障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	33
だい しょう し ていつうしょ し えんとう み こみりょう かく ほ ほうさく	第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策	34
1	指定通所支援等の見込量の算定の考え方	34
2	指定通所支援等の見込量確保の方策	34
3	指定通所支援等の見込量	34
だい ぶ けいかく すいしん む	第5部 計画の推進に向けて	
1	関係機関・地域等との連携	36
2	進行管理と評価	36
3	計画の弾力的運用	36



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を踏まえた第3段階の実施計画として、「第5次千葉市障害者計画」の到達点や令和4年度に実施した障害者生活実態・意向調査の結果を踏まえ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築することを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画として策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した本市の障害者施策に関する計画となります。

また、この計画は、本市のまちづくりの基本方針や今後の施策の展開などを示す「千葉市基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

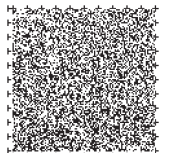
3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

なお、障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とする、いわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表記すべきものがありますが、この計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。



第2章 本市の障害者の現状

◆手帳所持者数

身体、知的、精神いずれの障害の手帳も毎年度増加傾向です。

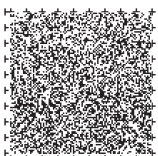
(単位：人)

手帳種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	29,244	29,799	30,141	30,245	30,682
療育(知的)	6,868	7,192	7,441	7,718	8,011
精神	8,440	9,162	9,676	10,517	11,568

◆実態調査の結果

令和4年度に実施した障害のある人への実態調査(アンケート調査)の抜粋

- 1 「障害のある人に対する市民の理解度について」
 - 「まったく」又は「あまり」理解されていない 18歳以上 49.4% (前回 46.2%)、
18歳未満 71.0% (前回 66.9%)
- 2 就労について
 - (1) 「仕事をしている」と回答しなかった人のうち、41.5%が「収入を得る仕事をしたい」と回答
 - (2) 「障害者の就労支援としてどのようなことが必要か」
 - 「職場の障害者理解」41.5% 「職場の上司や同僚に障害の理解があること」40.7%
- 3 療育・保育について困っていること
 - 「本人の成長に不安がある」と最も多く回答 18歳未満 59.4% (前回 50.9%)



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

必要な支援が多様な地域の担い手により提供されるとともに、あらゆる社会的な障壁が取り除かれ、すべての障害者が、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することで、障害のある人もない人も、誰もが活躍し、共に支え合う共生社会を構築する。

2 計画の視点

基本理念を実現するための施策展開に当たって、次の4つの視点を計画の視点とします。

(1) 中長期指針の基本目標の達成に向けた施策の推進と利用者本位の支援

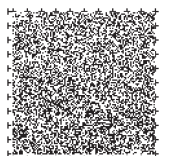
平成29年4月に策定した「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」において示された方向性を踏まえ、同指針の第三段階の実施計画として、就労支援、発達障害者の相談体制の強化など、更に重点的に取り組むべき課題にも迅速に対応しつつ、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象に、本市の障害者施策の推進の方向及び具体的方策を示す必要があります。

また、障害者の高齢化・重度化への対応等、将来を見据えた障害者視点に立った取組みが必要であるとともに、あらゆる機会を捉えて、障害者及び家族等のニーズや意見を、各種施策に反映させていくことが必要です。

(2) ライフステージの各段階での相談とサービスの一層の充実と重点化

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とするサービスの提供を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくための取組みが必要です。併せて、いわゆるヤングケアラーを含む障害者の家族や介助者など関係者への支援体制を強化することで、より一層の充実と重点化を図ります。

さらに、障害種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障害者のライフステージの各段階を通じた総合的な支援を行う必要があります。また、支援にあたっては、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を構築する必要があります。



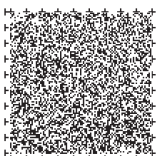
(3) 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進
 令和6年4月には、障害者差別解消法の一部改正法が施行され、民間事業者にも合理的配慮が義務化されることから、あらゆる社会経済活動において障害者を取り巻く社会的障壁を解消するよう障害の有無に関わらず、共に知恵を出し合い、行動することが求められています。また、令和4年5月の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行されるなど、情報技術の発展に伴い、障害者の情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上なども強く求められています。

そこで、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で醸成された共生社会実現への機運を一過性のものとせず、障害についての理解等の促進や意思疎通の円滑化、施設・設備の整備といったソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の取組みを更に進め、今までの取組みを大会のレガシーとして花開かせる必要があります。

(4) 新しい生活様式の実践
 令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしました。

感染症拡大防止のため、身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」が実践されるとともに、オンラインを活用した取組みが拡大しました。デジタル共生社会に向けた取組みがアクセシビリティ向上を促進する一方で、障害者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通を行うための支援が重要となります。

各種施策は、新しい生活様式の実践を念頭に取組みますが、その取組みは、障害者の視点に立ち、障害特性を理解した上で進める必要があります。



第2部 各論

第1章 重点課題

- I 親なき後を見据えた支援
- II 発達障害者への支援
- III 重度の障害のある人たちへの支援
- IV 働く人や働きたい人たちへの支援

重点課題 I 親なき後を見据えた支援

障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重した様々なサービスや生活支援のコーディネーター役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上が、親なき後だけでなく、ヤングケアラーなどへの支援に関する喫緊の課題となっています。

また、これらの課題は、親が支援できなくなることに備え、円滑にサービスにつながるよう各制度の普及、啓発及び相談支援体制の充実が必要です。

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

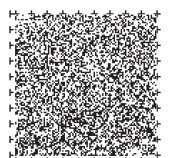
(1) 成年後見制度の利用促進

親が健在のうちに、成年後見人候補者を決定するなど、障害者本人の生活状況や趣味・嗜好などを理解して引き継げるよう、本制度の普及啓発を行っていきます。

(2) 親なき後の住居への対応

地域生活の受け皿であるグループホームの整備を促進するとともに、親なき後にも住み慣れた地域で重度の障害者が生活できるよう、対応できる事業所の確保等、支援体制構築のための方策を検討します。

また、引き続き、法定サービス等の充実を図ります。



（3）相談支援体制の充実

障害者基幹相談支援センター等において、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくための相談支援を実施します。また、地域自立支援協議会を中心に障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の多様な社会資源の参画や協力を得て、ネットワークの構築を推進します。

重点課題Ⅱ 発達障害者への支援

発達障害への理解が進み、関心が高まる一方、インターネットやSNSで様々な情報が飛び交う中、こどもの発達に不安や戸惑いを抱える保護者が増加しています。また、強度行動障害などの非常に重度の行動障害のある人たちの受け入れ先が無い状況や、ASD（自閉症スペクトラム）、ADHD（注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害）、LD（学習障害）等の周囲の人に気づかれにくい発達障害を抱える人、いわゆるグレーゾーンといわれる人などに対する支援や発達障害の特性への理解が十分でない状況があります。

これらの現状に対し、専門機関に相談が集中し、待機期間が長期化するとともに、真に医学的判定が必要な人の診断にも支障が出るなどの課題が生じています。また、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっています。

（1）相談支援体制の充実

こどもの発達に困難を抱える保護者等が、障害受容ができていない人も含め気軽に相談できる窓口を開設し、適切な支援をコーディネートすることで障害の早期発見・早期療育につなげます。また、専門機関による関係機関への支援（機関支援）を通じて地域の発達障害に関する対応力を向上させます。

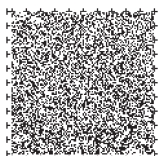
（2）地域の関係機関の連携の仕組みづくり

こどもの成長段階に応じた発達障害者本人の情報を関係機関が共有できる仕組みを検討するとともに、複数の関係機関が関わる場合、十分な連携が図れるよう、必要に応じて関係者間の会議が設けられるなど、連携の強化を検討します。

（3）強度行動障害者への対応

強度行動障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等にインセンティブを付与するとともに、今後の支援策を検討するため実態調査を実施します。

また、親や支援者による不適切な対応の積み重ね（合理的配慮の欠如）により発生してしまう二次障害を防ぐよう理解を促進します。



重点課題Ⅲ 重度の障害のある人たちへの支援

医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などについて、既存の事業所への支援とより充実した支援体制の確保、専門的な相談支援機関や計画相談支援事業所の育成、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっています。

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進

医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある人に対応できる事業所や人員の確保に努めます。

(2) 教育機関での対応

普通学校に所属する医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある児童に対する看護師巡回サービス等の体制を拡充していきます。

重点課題Ⅳ 働く人や働きたい人たちへの支援

働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、職場での意識啓発や相互理解の促進、アクセシビリティの向上など、障害者が持続的に働くことのできる環境整備が必要です。

また、一般就労が困難な人であっても、就労は達成感や生きがいを得られるものであり、余暇活動と同様に仲間づくり等にもつながることから、引き続き、多様な場の提供や工賃の向上などに取り組んでいく必要があります。

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

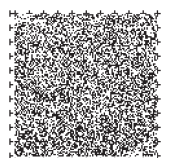
(1) 一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化に取り組めます。

また、企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇い入れから定着までの支援を行うなど、障害者雇用についての一層の理解と協力を求めていきます。

(2) 福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導などへの支援を行い、工賃向上を図ります。



◆6つの基本目標

- 1 地域生活支援の拡充
- 2 相談支援の充実
- 3 保健・医療の充実
- 4 障害児に対する支援の充実
- 5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー
- 6 生活環境の整備

基本目標1 地域生活支援の拡充
～自立した生活を営むための支援の拡充～

(1)自立した地域生活への支援・促進

必要な時に必要なサービスを利用しながら地域で自立した生活を送れるよう、訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの障害福祉サービス及び地域生活支援事業をより充実させるとともに、サービス利用計画の作成体制の充実を図ります。

(2)日中活動の場、生活の場の確保

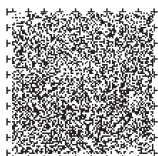
福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するため、関係機関が連携して支援を行います。また、地域生活への移行については、地域生活での暮らしを継続することができるよう、グループホームその他の障害福祉サービス事業所の整備を進めるとともに、地域活動支援センターなどの日中活動の場、生活の場の確保に努めます。

(3)福祉用具利用支援の充実

障害者が地域で自立して生活していくために、補装具費及び日常生活用具費の適切な支給や障害者福祉センターにおける各種福祉機器の情報提供を充実し、障害者の自立や社会参加を促進します。

(4)経済的支援の充実

障害者への経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、日常生活における経済的負担の軽減等に努めます。



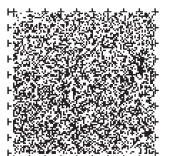
いっばんしゅうろう し えん
(5)一般就労の支援

しょうがいしゃ いっばんしゅうろう む しゅうろうそうだん しょくぎょうくねん じっしゅう しゅうろう ご ていちやく し えんとう じ
障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事
ぎょう と く しょうがいしゃ ふくし し せつ いっばんしゅうろう い こう ふくし きょういく ろうどう
業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの
かんけい き かん れんけいきょう か と く
関係機関の連携強化に取り組めます。

また、きぎょうとう たい しょうがい とくせい せつ かた やと い ていちやく し えん おこな
企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇い入れから定着までの支援を行うなど、
しょうがいしゃ こよう いっそう り がい きょうりやく もと
障害者雇用についての一層の理解と協力を求めています。

ふくし てきしゅうろう し えん
(6)福祉的就労の支援

しょうがい てい どう きぎょうとう しゅうろう こんなん しょうがいしゃ たい しょうがいしゃしゅうろう し せつとう かつどう
障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動
ば かく ほ いっぼう しょうがいしゃしゅうろう し せつとう ふっびんとう ちやうたつ すいしん はか ほうしん もと
の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づ
しょうひん ほ お きょうどうじゅちゆう せっきやくてきかつよう し ゆうせんちやうたつ すいしん
き、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、
じゅさんせいひん はん ろ かくだい しょうがいしゃしゅうろう し せつとう けいえい し どう し えん おこな こうちんこうじょう はか
授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導などへの支援を行い、工賃向上を図ります。



基本目標2 相談支援の充実
～身近な相談支援機関の充実とその連携～

(1) 身近な相談支援機関の充実

障害者や家族介助者の不安を軽減するとともに、地域で福祉に関する様々な相談を気軽にできるよう、障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の多様な社会資源の参画や協力を得ながら、地域の中で障害者を支えていく仕組みを強化します。また、こどもの発達に不安や戸惑いを抱える保護者の増加に対応するため、障害受容ができていない保護者でも気軽に相談できる「こども発達相談室」を開設します。

また、相談支援機関同士の連携を強化するとともに、障害者への様々な支援が切れ目なく提供できる仕組みを構築します。

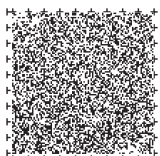
さらに、障害福祉サービスや相談支援機関の利用に結びつくよう、その存在や利用方法等について周知を図っていきます。

(2) 専門的な相談支援体制の強化

障害が多様化・複雑化していく中で、発達障害者支援センター、こころの健康センターなどにおける専門性の高い相談支援体制の充実を図るとともに、地域自立支援協議会などを通じて、強度行動障害のある人や医療的ケアを必要とする人などの事例に対応していくための相談に応じる職員のスキルアップを図っていきます。

(3) 権利擁護の推進

障害者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、障害者の権利を擁護する様々な制度の利用を促進するとともに、障害者虐待については、被虐待者への対応と同時に、家族や事業所等への支援も行い、再発防止に努めます。



基本目標3 保健・医療の充実

～保健や医療分野との効果的な連携と地域のケアシステム構築～

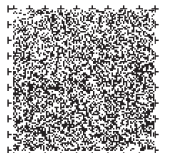
(1) 障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実

生活習慣病など、障害の原因となる疾病等を予防し、早期に対応するため、各種健康診査や予防接種などを実施するほか、障害の軽減等に必要な受診を支援することにより、生涯を通じた健康維持・増進を支援します。

(2) 地域での医療体制等の充実

医療機関の受診にあたり、特に配慮が必要な方に対応するため、休日・夜間における救急体制、訪問による診療体制等の充実を図ります。

また、地域生活への移行後における精神障害者や依存症者への支援を充実し、地域への円滑な移行と定着を進めるとともに、発達障害に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。



基本目標4 障害児に対する支援の充実

～こどもの成長に合わせた切れ目のない支援体制の構築～

(1) 早期発見・早期療育の体制の整備

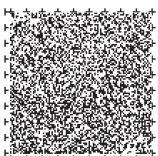
乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、気軽に未就学児の発達に関する相談を行える窓口として「こども発達相談室」を設置します。また、関連機関との連携により、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害児の保護者に対する支援を強化します。

(2) 障害児支援の充実

障害児に対し、療育センターの専門的療育の充実を図るとともに、障害児保育、幼稚園での特別支援教育、児童発達支援などの各種サービスの実施体制を強化します。

(3) 学校教育の充実

早期からの教育相談や就学相談の充実を図るとともに、個に応じた教育支援計画を作成し、福祉や医療等との連携を図り、継続性、一貫性のある指導・支援の充実を図ります。また、医療的ケアや常時介護を必要とする児童への支援、専門的な知識・経験を有する相談員等の学校への派遣をするほか、教室の改修や備品の整備などにより、特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育環境を整えます。



基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー
 ～心のバリアフリーとレガシーの継承～

(1)相互理解の推進

障害者団体との連携等により、「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いに障害の有無にとらわれることなく社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障害者への差別をなくし、正しい理解の普及に努めるとともに、障害のある人とない人の交流機会を充実することにより相互理解の推進を図ります。

また、福祉講話等の学校における取組みを充実することにより、次世代を担うこどもたちに対する理解の促進に努めます。

さらに、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであることから、社会のあらゆる場面において、その解消に努めていきます。

(2)スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進

障害のある人もない人もスポーツや文化活動を通じて交流することができるよう様々なイベントを開催するとともに、障害者がスポーツ活動に参加しやすくなるよう取り組むとともに、健康増進を図ることを支援します。

また、地域のスポーツ施設、障害者福祉センター、療育センターふれあいの家等において、スポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、健康づくりや生きがいがづくりにつながるよう活動事業の内容の充実を図り、より多くの障害者の参加を促進します。

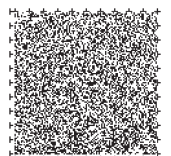
(3)情報提供、コミュニケーションの充実

障害者が利用できる各種福祉サービスはもとより生活に関わる情報まで、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報提供を行います。

その際、カラーユニバーサルデザイン等への配慮や、音声コードを付すなど、視覚障害や聴覚障害などの特性に留意した情報提供、意思疎通を行います。

また、障害者が円滑に意思疎通を行えるようにするため、行政をはじめ市民、事業者などの多様な主体がともに取り組んでいけるよう、それぞれの役割を明らかにし相互に認識するとともに、具体的な行動を促します。

加えて、障害者が意思疎通のための手段について選択する機会が確保され、円滑に意思表示やコミュニケーションが行うことができるよう、手話通訳者など障害者のコミュニケーション支援に関する知識・技能をもった支援者の養成及び派遣体制を充実することにより、障害者の社会参加を促進します。



いっぼんしゅうろう し えん さいけい
(4)一般就労の支援（再掲）

しょうがいしゃ いっぼんしゅうろう む しゅうろうそうだん しよくぎょうくんれん じっしゅう しゅうろう ご ていちゃく し えんとう じ
障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事
ぎょう と く しょうがいしゃ ふくし し せつ いっぼんしゅうろう い ごと ふくし きょういく ろうどう
業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの
かんけい き かん れんけいきょう か と く
関係機関の連携強化に取り組みます。

また、企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇入れから定着までの支援を行うなど、
しょうがいしゃ こよう いっそう り かい きょうりよく もと い
障害者雇用についての一層の理解と協力を求めて行きます。

ふくし てきしゅうろう し えん さいけい
(5)福祉的就労の支援（再掲）

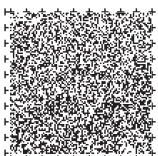
しょうがい てい どう き ぎょうとう しゅうろう こんなん しょうがいしゃ たい しゅうがいしゃしゅうろう し せつとう かつどう
障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動
ば かく ほ いっぼう しょうがいしゃしゅうろう し せつとう ぶっぴんどう ちやうたつ すいしん はか ほうしん もと
の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づ
しょうひん ほ お きやうどうじゅちゆう せつきよくてきかつよう し ゆうせんちやうたつ すいしん
き、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、
じゅさんせいひん ほん ろ かくだい しょうがいしゃしゅうろう し せつとう けいえい し どう し えん おこな こうちんこうじやう はか
授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導などへの支援を行い、工賃向上を図ります。

かつどう ぞくしん
(6)ボランティア活動の促進

しょうがいしゃ かつどう ひつよう き ほんてき ち しき ぎ のう しゅうとく かん こうざ
障害者へのボランティア活動にあたり必要となる基本的知識や技能の習得に関する講座などを
かいさい さまざま かつどう き かい ていきやう し みる かつどう さん か
開催するとともに、様々な活動機会を提供することにより、市民のボランティア活動への参加
ぞくしん
を促進します。

きやうぎ たいかい けい き とりく けいしやう
(7)オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みとレガシーとしての継承

とうきやう きやうぎ たいかい けい き と く じ ぎやう
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取り組んだ事業をレガ
けいしやう さら しょうがいしゃ り かいぞくしん しゃかいさん か ぞくしん はか
シーとして継承し、更なる障害者への理解促進と社会参加促進を図ります。



基本目標6 生活環境の整備
 ～社会的障壁の除去と安心・安全な環境づくり～

(1)住環境の整備
 障害者の生活の場を確保するため、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、グループホームの整備を促進します。

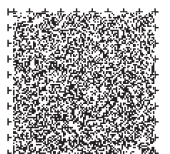
また、障害者のグループホームの家賃助成を行い、経済的負担を軽減します。

(2)公共施設等の整備
 公共施設はもとより、公共性の高い施設等の建築主に対して指導や助言を行うことなどにより、オストメイト対応トイレ設備の整備など、バリアフリー化の取組みを促進します。また、障害者の意見を取り入れながら施設設備の改修等を進めます。

(3)安全な交通の確保
 障害者がバリアを感じることなく気軽に外出できるよう、歩道や、公共交通機関などのバリアフリー化を進める一方、交通マナーの普及や放置自転車対策など、安全な交通環境の確保に努めます。

(4)防犯・防災体制の整備
 障害者が地域において安心して暮らせるよう、防犯街灯の設置・維持管理に対する助成や市民防犯活動を支援します。

また、災害発生時の救援・救助体制、避難支援体制を構築するほか、避難所における支援の充実を図ります。



第3部 障害福祉サービスの見込量等 (第7期千葉市障害福祉計画)

第1章 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

【本市の目標値】

項目	目標値	備考
地域生活移行者数	35人以上	令和4年度末時点の施設入所者数(581人)の6%以上

障害者が地域で自立した生活を営むために、日中活動の場や居住の場であるグループホームの整備を進めるほか、地域移行に向けた相談機能を一層充実させるとともに、関係機関との連携を強化することにより、安心して暮らしていくための仕組みを強化します。

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

本市においては、地域生活支援拠点等の相談機能を担う各区の障害者基幹相談支援センターにそれぞれ1人ずつコーディネーターを配置し、障害福祉サービス事業所をはじめとする既存の社会資源を活用して、拠点機能を確保しつつ、その機能の充実のため、地域自立支援協議会にて年1回以上運用状況を検証、検討します。

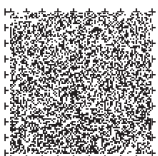
(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

本市においては、関係機関から強度行動障害者に対する支援（相談先・受入先）の拡充についての要望を受けており、効果的な事業実施に向け、市内における対象者の状況や現場の要望等の実態を十分に把握する必要があるため、二一ス調査を実施します。

3 福祉施設から一般就労への移行等

【本市の目標値】

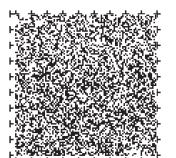
項目	目標値	備考
一般就労移行者数	383人以上	令和3年度の一般就労への移行実績(299人)の1.28倍以上



こ う 目 項 目	もくひょう ち 目標値
しょうろうていちゃくし えんじぎょう りようしゃすう 就労定着支援事業の利用者数	れいわ ねん ど じっせき にん ばい い じょう 令和3年度の実績（124人）の1.41倍以上
しょうろうていちゃくし えんじぎょう しょうろうていちゃくりつ 就労定着支援事業の就労定着率	しょうろうていちゃくし えんじぎょうしよ しょうろうていちゃくりつ わり い じょう じぎょうしよ ぜんたい わり 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割 ぶ い じょう 5分以上とする。

しょうがいしゃ いっぱんしょうろう
障害者の一般就労に向けて、
こう か てき じぎょう と く いっぱう
効果的な事業に取り組む一方、
じっしゅうとう じゅうじつ はか
実習等の充実を図るとともに、
り かい きょうりょく もとめ
理解と協力を求めています。

ふくし きょういく ろうどう かんけい き かん れんけいきょう か おうだんてき
福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化により、横断的かつ
しょうがいしゃひとり じょうきょう ふ しょうろうそうだん しょくぎょうくんれん しょく ば
障害者一人ひとりの状況を踏まえた、就労相談、職業訓練、職場
しょうろうご ていちゃくし えんとう つう きぎょうとう たい しょうがいしゃ こよう いっせう
就労後の定着支援等を通じて企業等に対する障害者雇用の一層の



第2章 活動指標

1 発達障害者等に対する支援

(1) 発達障害者支援地域協議会の開催

【本市の実施見込み】

項目	見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数	年1回

(2) 発達障害者支援センター

【本市の実施見込み】

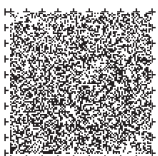
項目	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	実人数/年	924	933	942
関係機関への助言	件/年	562	610	663
外部機関や地域住民への研修、啓発	回/年	163	163	163
ペアレントトレーニングの受講者数	実人数/年	8	8	8

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

【本市の実施見込み】

項目	見込み
開催回数	3回/年
関係者の参加者数	の延べ90人/年
目標設定及び評価の実施回数	3回/年



3 相談支援体制の充実・強化のための取組み

(1) 総合的・専門的な相談支援

本市では、障害者基幹相談支援センター（各区1か所設置）を設置し、地域生活支援拠点コーディネーターを配置することで総合的・専門的な相談支援の実施をすることとします。

(2) 地域の相談支援体制の強化

【本市の実施見込み】

項目	見込み
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	445回
相談支援事業者の人材育成の支援件数	100回
相談機関との連携強化の取組の実施回数	420回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	年6回×6か所
主任相談支援専門員の配置数	令和8年度末までに6人

(3) 個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【本市の実施見込み】

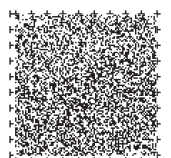
項目	見込み
① 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年6回×6か所
② ①の参加事業者・機関数	320（延べ）
③ 相談支援事業所意見交換会の設置数	6か所
④ 相談支援事業所意見交換会の実施回数	年6回×6か所

4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

【本市の実施見込み】

項目	見込み
各種研修の参加人数	20人/年



しょうがいしゃ じりつ し えんしん さ し はらいとう しん さ けつ か きょうゆう
 (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

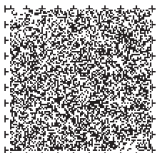
ほんし じっし み こ
 【本市の実施見込み】

こう もく 項 目	み こ 見込み
きょうゆう じっし かいすう 共有の実施回数	かい ねん 1回/年

し どうかん さ けつ か かんけい し ちょうぞん きょうゆう
 (3) 指導監査結果の関係市町村との共有

ほんし じっし み こ
 【本市の実施見込み】

こう もく 項 目	み こ 見込み	び こう 備考
きょうゆう じっし かいすう 共有の実施回数	かい ねん 1回/年	しょぶんとく てき ぎ じっし 処分等があれば適宜実施



第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方

(1) 訪問系サービス

過年度実績の伸び等を勘案して見込みます。

また、重度障害者等包括支援は、現在、県内に事業者がなく利用実績はありませんが、事業者の新規参入により利用者が発生することを想定して見込みます。

(2) 日中活動系サービス

第6期計画期間の利用実績の伸び等を勘案して見込みます。

(3) 居住系サービス

共同生活援助は、施設入所者の地域移行目標者数や介助者の高齢化による利用者数の伸び等を勘案して見込みます。

施設入所支援は、利用実績は減少傾向にありますが、障害者本人の高齢化・重度化や介助者の高齢化を見据えて、現状維持として見込みます。

なお、自立生活援助は、新たに利用が発生することを想定して見込みます。

(4) 相談支援

過年度実績の伸び等を勘案して見込みます。

2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策

(1) 訪問系サービス

障害福祉サービス事業者には、連絡協議会や事業者説明会等を通じて、ホームヘルパーの増員を働きかけるとともに、介護サービス事業者には、指定居宅サービス事業者等連絡会議等を通じて、障害福祉サービス事業への参入を促します。

また、居宅介護及び重度訪問介護については、ホームヘルパーが医療的ケアを必要とする重度障害者等に対しても支援を行えるよう、必要な研修の受講を支援します。

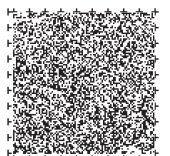
同行援護及び行動援護については、事業者の参入を促進するとともに、利用者への情報提供に努めます。

重度障害者等包括支援は、居宅介護、短期入所、生活介護等複数のサービスを提供している事業者等に、事業の実施を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

「障害者支援版起業塾」の開催等により、事業者の参入を促進します。

また、指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて、事業者の参



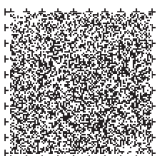
にゅう そくしん
入を促進します。

きょじゅうけい
(3)居住系サービス

きょうどうせいかつえんじょ みんかん じぎょうしゃ さんにゅう じぎょうしゃすう ぞうか しせつ せいしんか びょういん
共同生活援助は、民間事業者の参入により事業者数は増加していますが、施設や精神科病院
ちいき いこう さら そくしん かいじょしゃ こうれいか ぞうか たいおう
からの地域移行を更に促進するとともに、介助者の高齢化によるニーズの増加に対応するため、
ひつよう じよせい おこな せっきよくてき せいび すす
必要な助成を行い、積極的な整備を進めます。

そうだん し えん
(4)相談支援

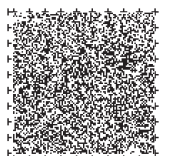
し ていそうだん し えん じぎょうしゃ かく ほ つと じゅうじ そうだん し えんせんもんいん ようせい し
指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指
ていしょうがいふくし じぎょうしゃ たい そうだん し えんじゅうじ しゃけんしゅう じゅうこうとう うなが
定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。



3 指定障害福祉サービス等の見込量

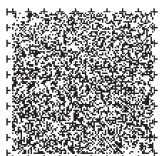
(1) 訪問系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度 実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 (実人/月)	1,434	1,581	1,660	1,743
	利用量 (時間分/月)	37,191	41,106	43,160	45,318
重度訪問介護	利用者数 (実人/月)	104	128	142	158
	利用量 (時間分/月)	41,347	50,944	56,516	62,088
同行援護	利用者数 (実人/月)	193	197	199	201
	利用量 (時間分/月)	4,504	4,531	4,577	4,623
行動援護	利用者数 (実人/月)	48	73	90	111
	利用量 (時間分/月)	1,064	1,606	1,980	2,442
重度障害者等包括支援	利用者数 (実人/月)	0	1	1	1
	利用量 (時間分/月)	0	467	467	467

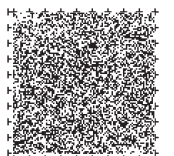


にっちゅうかつどうけい
(2) 日中活動系サービス

サービスの種類 しゅるい	単位 たんい	令和4年度 実績 さいせき (参考)	見込量 みこりょう		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 せいかつかいご	利用者数 じつじん (実人/月)	1,940	2,019	2,059	2,100
	利用量 のべにんにち (延人日/月)	39,371	40,163	40,565	40,971
自立訓練 (機能訓練) じりつくんれん きのうくんれん	利用者数 じつじん (実人/月)	10	12	13	14
	利用量 のべにんにち (延人日/月)	179	263	318	385
自立訓練 (生活訓練) じりつくんれん せいかつくんれん	利用者数 じつじん (実人/月)	143	166	179	193
	利用量 のべにんにち (延人日/月)	2,453	2,861	3,090	3,337
就労選択支援 しゅうろうせんたくしえん	利用者数 じつじん (実人/月)	—	—	256	296
就労移行支援 しゅうろういこうしえん	利用者数 じつじん (実人/月)	326	353	367	382
	利用量 のべにんにち (延人日/月)	5,895	6,376	6,631	6,896
就労継続支援 (A型) しゅうろうけいぞくしえん がた	利用者数 じつじん (実人/月)	518	627	690	759
	利用量 のべにんにち (延人日/月)	10,411	12,597	13,857	15,243
就労継続支援 (B型) しゅうろうけいぞくしえん がた	利用者数 じつじん (実人/月)	1,349	1,943	2,332	2,798
	利用量 のべにんにち (延人日/月)	22,557	25,345	26,866	28,478



サービスの種類 しゅるい	単位 たんい	令和4年 どじっせき 度実績 さんこう (参考)	見込量 みこりりょう		
			令和6年度 れいわねんど	令和7年度 れいわねんど	令和8年度 れいわねんど
就労定着支援 しゅうろうていちゃくしえん	利用者数 じつにんつき (実人/月)	166	222	256	296
療養介護 りょうようかいご	利用者数 じつにんつき (実人/月)	81	83	84	85
短期入所 (福祉型) たんきにゅうしょ ふくしがた	利用者数 じつにんつき (実人/月)	222	268	295	325
	利用量 のべにんにちつき (延人日/月)	2,051	2,392	2,583	2,790
短期入所 (医療型) たんきにゅうしょ いりょうがた	利用者数 じつにんつき (実人/月)	29	33	35	37
	利用量 のべにんにちつき (延人日/月)	152	173	183	194
精神障害者の自立訓練 せいしんしょうがいしゃ じりつくんれん (生活訓練) せいかつくんれん	利用者数 じつにんつき (実人/月)	—	128	138	149
重度障害者の生活介護 じゅうどしょうがいしゃ せいかつかいご	利用者数 じつにんつき (実人/月)	—	554	567	579
重度障害者の短期入所 じゅうどしょうがいしゃ たんきにゅうしょ (福祉型) ふくしがた	利用者数 じつにんつき (実人/月)	—	88	91	94

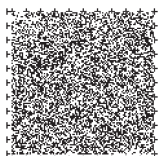


(3) 居住系サービス

サービスの種類	単位	令和4年度 実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数 (実人/月)	2	3	3	3
精神障害者の自立生活援助	利用者数 (実人/月)	—	2	2	2
共同生活援助	利用者数 (実人/月)	1,043	1,355	1,545	1,761
精神障害者の共同生活援助	利用者数 (実人/月)	—	453	516	588
施設入所支援	利用者数 (実人/月)	705	705	705	705
重度障害者の共同生活援助	利用者数 (実人/月)	—	95	98	101

(4) 相談支援

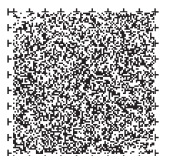
サービスの種類	単位	令和4年度 実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数 (実人/月)	1,589	1,923	2,115	2,327
地域移行支援	利用者数 (実人/月)	20	30	35	40
精神障害者の地域移行支援	利用者数 (実人/月)	—	29	34	39
地域定着支援	利用者数 (実人/月)	59	67	71	75
精神障害者の地域定着支援	利用者数 (実人/月)	—	56	60	63



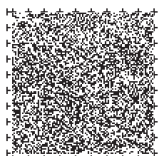
第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 必須事業

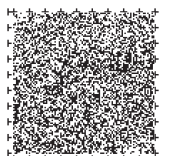
事業の種類	事業名	単位	令和4年度 実績 (参考)	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・ 啓発事業	①心の輪を広げる 理解促進事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
	②障害者福祉大会	実施の有無	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援 事業	①本人活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
	②精神障害者家族 セミナー	実施の有無	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者基幹相談 支援センター	か所数	6	6	6	6
専門性の高い相談 支援事業	①障害児等療育支援 事業	か所数	14	11	11	11
	②発達障害者支援 センター	か所数	1	1	1	1
	運営事業	実利用 見込者数	1,069	924	933	942
成年後見制度利用支援事業		実利用 見込者数	83	116	202	349
意思疎通支援事業	①手話通訳者設置 事業	実設置 見込者数	7	7	7	7
	②手話通訳者夜間 派遣等事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施



事業の種類	事業名	単位	令和4年度 実績 (参考)	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	①手話通訳者派遣事業	のべりよう 延利用 見込者数	1,845	1,861	1,876	1,892
	②要約筆記者派遣事業	のべりよう 延利用 見込者数	311	438	617	869
	③盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	のべりよう 延利用 見込者数	215	215	215	215
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	①手話通訳者養成研修事業	じつしゅうりょう 実修了 見込者数	39	0	20	0
	②要約筆記者養成研修事業	じつしゅうりょう 実修了 見込者数	4	0	10	0
	③盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	じつしゅうりょう 実修了 見込者数	4	3	3	3
日常生活用具給付等事業	①介護・訓練支援用具	きゅうふとう 給付等 見込件数	68	65	65	65
	②自立生活支援用具	きゅうふとう 給付等 見込件数	142	155	155	155
	③在宅療養等支援用具	きゅうふとう 給付等 見込件数	165	116	116	116
	④情報・意思疎通支援用具	きゅうふとう 給付等 見込件数	189	210	210	210
	⑤排泄管理支援用具	きゅうふとう 給付等 見込件数	21,067	22,001	24,575	27,451

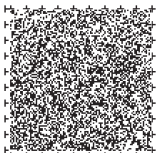


事業の種類	事業名	単位	令和4年度 実績 (参考)	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付 等事業	⑥居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	給付等 見込件数	22	15	15	15
移動支援事業		実利用 見込者数	845	996	1,081	1,174
		延利用 見込時間数	94,602	111,552	121,072	131,488
地域活動支援 センター事業	① I型	か所数	6	6	6	6
		実利用 見込者数	418	418	418	418
	② II型	か所数	2	2	2	2
		実利用 見込者数	50	51	51	51
	③ III型	か所数	14	11	11	11
		実利用 見込者数	243	243	243	243
発達障害者支援地域協議会による 体制整備事業		協議会の開 催見込数	1	1	1	1

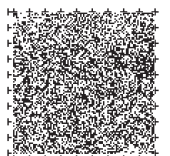


2 任意事業

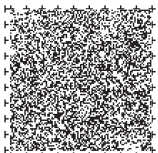
事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活支援	①福祉ホーム運営事業	か所数	1	1	1	1	
		実利用 見込者数	5	5	5	5	
	②訪問入浴サービス事業	か所数	14	14	14	14	
		実利用 見込者数	67	85	95	107	
	③生活訓練等事業						
	盲婦人家庭生活 訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	盲青年社会生活 教室開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	中途失明者緊急 生活訓練事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	視覚障害者自立 生活訓練等事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	ろうあ者社会生活 教室開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	④日中一時支援事業	実利用 見込者数	341	437	495	560	
	⑤発達障害等に関する 巡回相談員整備事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	



事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量			
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	
社会参加 支援事業	①レクリエーション活動等支援						
	身体障害者スポーツ大会 開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	ゆうあいピック開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	精神障害者ソフトボール 大会開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	精神障害者卓球大会開催 事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	②芸術文化活動振興						
	障害者作品展開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	心のふれあいフェスティバル 開催事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	③点字・声の広報等発行						
	点字市政だより発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	声の市政だより発行事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	
	市議会だより点字版発行事業	実施の有無	—	実施	実施	実施	
	市議会だより録音版発行事業	実施の有無	—	実施	実施	実施	



事業の種類	事業名	単位	令和4年度実績 (参考)	見込量		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会参加 支援事業	④奉仕員養成研修事業					
	点訳奉仕員養成研修事業	実修了 見込者数	11	11	11	11
	朗読奉仕員養成研修事業	実修了 見込者数	7	7	7	7
就業・ 就労支援	知的障害者職親委託事業	実利用 見込者数	1	1	1	1



第4部 障害児通所支援等の見込量等 (第3期千葉市障害児福祉計画)

第1章 成果目標

1 児童発達支援センターの設置

国の基本指針の目標を上回っていることから、目標値は設定しないこととします。

2 障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）

国の基本指針では、令和8年度末までに各市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築することとしています。本市においては、関係機関と連携・協議しながら、体制の構築について検討していきます。

3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針の目標を達成していることから、目標値は設定しないこととします。

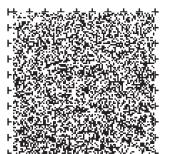
6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【本市の目標値】

項目	令和4年度実績 (参考)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	8人配置	8人配置	8人配置	8人配置

7 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置

18歳を迎えたとき、本人の特性に対応した適切な環境へ円滑に移行できるよう、必要に応じて、自立支援協議会に「協議の場」を設け、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整を行います。



第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策

1 指定通所支援等の見込量の算定の考え方

令和3年度から令和4年度の利用実績の伸びをベースに、障害者手帳交付児童数の伸び等を勘案して見込みます。

なお、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は、新たに利用が発生することを想定して見込みます。

2 指定通所支援等の見込量確保の方策

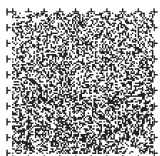
指定事業者等への説明会において必要な情報提供を行うなどを通じて事業者の参入を促進します。なお、障害児入所支援は、既存施設において対応していきます。

さらに、障害児相談支援については、指定相談支援事業者の確保に努めます。また、従事する相談支援専門員を養成するため、指定障害福祉サービス事業者に対し、相談支援従事者研修の受講等を促します。

3 指定通所支援等の見込量

(1)日中活動系サービス

サービスの種類	たんい 単位	れいわねん 令和4年 どじっせき 度実績 さんこう (参考)	みこみりょう 見込量		
			れいわねんど 令和6年度	れいわねんど 令和7年度	れいわねんど 令和8年度
じどうはったつしえん 児童発達支援	りようじんずう じつにんつき 利用人数 (実人/月)	1,689	1,952	2,098	2,256
	りようりょう にんにちぶんつき 利用量 (人日分/月)	15,707	18,151	19,513	20,976
ほうかごとう 放課後等デイサービス	りようじんずう じつにんつき 利用人数 (実人/月)	2,222	2,787	3,122	3,496
	りようりょう にんにちぶんつき 利用量 (人日分/月)	26,123	32,769	36,701	41,105
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	りようじんずう じつにんつき 利用人数 (実人/月)	177	470	767	1,249
	りようりょう にんにちぶんつき 利用量 (人日分/月)	413	1,097	1,789	2,915
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	りようじんずう じつにんつき 利用人数 (実人/月)	-	1	1	1
	りようりょう にんにちぶんつき 利用量 (人日分/月)	-	4	4	4

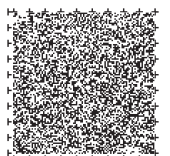


きょじゅうけい
(2)居住系サービス

サービスの種類	単位	令和4年 度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所支援	利用人数 (実人/月)	39	37	37	37
医療型障害児入所支援	利用人数 (実人/月)	17	19	19	19

そうだん し えん
(3)相談支援

サービスの種類	単位	令和4年 度実績 (参考)	見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人数 (実人/月)	677	705	719	733
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	6	8	8	8



第5部 計画の推進に向けて

1 関係機関・地域等との連携

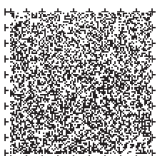
障害者施策は、福祉、保健・医療、雇用、教育等の様々な分野を対象とするものであり、また身近な地域での結びつきを強め、支え合う体制を整備するためには、各分野との連携が重要であることから、庁内関係部局の連携はもとより、サービス提供事業者、障害者団体、社会福祉協議会等の関係機関、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、民間企業、医療機関、国・県などの関係行政機関等との連携強化に努めます。

2 進行管理と評価

本計画に基づき、各施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、目標量を設定している事業については、その達成状況について、点検・評価を行い、障害者施策推進協議会に報告します。

3 計画の弾力的運用

法改正等に伴う制度改正や、障害者の高齢化・重度化、生活環境の変化、財政事情の動向など、社会経済環境の変化に応じて計画の弾力的運用に努めます。



だい じ ち ば し し ょ う が い し ゃ け い が く
第6次千葉市障害者計画
だい き ち ば し し ょ う が い ふ く し け い が く
第7期千葉市障害福祉計画
だい き ち ば し し ょ う が い じ ふ く し け い が く
第3期千葉市障害児福祉計画
れい わ ねん ど ねん ど
(令和6年度～8年度)

がい よう ばん
概要版

はつ ごう ねん げつ れい わ ねん がつ
発行年月 令和6年3月
へんしゅう はつごう ち ば し ほ けんふく しきょく こうれいしやうがいぶ しやうがいしやじりつ し えん か
編集・発行 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課
じゅう しょ ち ば し ちゅうおうく ち ぼみなと ばん ごう
住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
でん わ
電話 043 (245) 5175
F A X 043 (245) 5549
E - mail shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

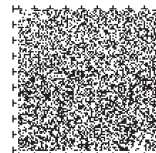
ひょうし およ うらびょうし
表紙及び裏表紙

れい わ ねん ど ころ わ ひろ しやうがいしやり がいぞくしん じきやう しやうがいしやしゅうかん
令和5年度心の輪を広げる障害者理解促進事業「障害者週間のポスター」
ひょう し ほん し およ ないかく ふ ちゅうがくせい ふ さいゆうしゅうしやうじしゅうさくひん ないかくぞうりだいじんひょうしやう
表紙：本市及び内閣府中学生の部最優秀賞受賞作品（内閣総理大臣表彰）

さく しりつ のあみちゅうがっこう やまがみ ゆき な
(作 市立おゆみ野南中学校 山上 結希奈さん)

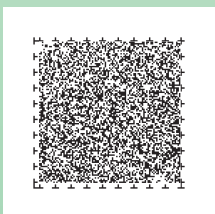
うらびょうし ほん ししやうがくせい ふ さいゆうしゅうしやうじしゅうさくひん
裏表紙：本市小学生の部最優秀賞受賞作品

さく しりつ うたせしやうがっこう ふくだ ゆり こ
(作 市立打瀬小学校 福田 優理子さん)





R70
省エネルギー配合率70%再生紙を使用



千葉開府 **Road to**
since 1126 **900**

R70
省エネルギー配合率70%再生紙を使用